

対馬海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1)対区計第4037号を廃止し、新たに対区計第4506号を追加する。

1 漁業権に関する事項 ※共同漁業、定置漁業及び以下を除く区画漁業については令和6年5月31日付け長崎県告示第327号により公示した内容と変更ないため省略する。

【廃止】

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点								
対区第 4037号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 明崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ の各点を順次結んで イに至る各直線に よって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒明崎ハコドウ南鼻内 標識 （北緯34度20分33秒、東経129度18分20秒） 2 同市同町貝鮒ハコドウ中鼻標識（1から 北東海岸沿いに130メートルのところ） （北緯34度20分35秒、東経129度18分25秒） 3 同市同町貝鮒ヌケ浦西海岸中鼻標識 （北緯34度20分37秒、東経129度18分23秒） 4 同市同町貝鮒ヌケ浦西海岸内鼻標識（3 から南西海岸沿いに120メートルのところ） （北緯34度20分35秒、東経129度18分18秒）	イ 1と4を結ぶ直線上1から15メートルの ところ （北緯34度20分33秒、東経129度18分20秒） ロ 2と3を結ぶ直線上2から15メートルの ところ （北緯34度20分36秒、東経129度18分24秒） ハ 2と3を結ぶ直線上3から15メートルの ところ （北緯34度20分36秒、東経129度18分24秒） ニ 1と4を結ぶ直線上4から40メートルの ところ （北緯34度20分34秒、東経129度18分19秒）	第1種 あこや貝垂下 式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。
※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

【追加】

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点								
対区第 4506号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 明崎	次のイ、ロ、ハ、ニ の各点を順次結んで イに至る各直線に よって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒明崎南鼻標識 （北緯34度20分29秒、東経129度18分11秒） 2 同市同町貝鮒明崎北鼻標識 （北緯34度20分32秒、東経129度18分16秒）	イ 1から143度43メートルのところ （北緯34度20分28秒、東経129度18分12秒） ロ 2から150度26メートルのところ （北緯34度20分32秒、東経129度18分16秒） ハ 2から144度84メートルのところ （北緯34度20分30秒、東経129度18分18秒） ニ 1から138度93メートルのところ （北緯34度20分27秒、東経129度18分14秒）	第1種 あこや貝垂下 式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和8年4月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	新規

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和6年5月31日付け長崎県告示第328号により公示した内容と変更ないため省略する。